

栃木県業務委託共通仕様書  
(地質・土質調査業務共通仕様書)

令和2（2020）年版

新旧対照表

栃木県県土整備部

現行条文（平成21年度）							新条文（令和2（2020）年度）							
編	章	節	条	項	項以下	章節条	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
	1		101	3		適用		1		101	3		適用	特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。また、別に定める栃木県業務委託共通特記仕様書（以下「共通特記仕様書」という。）は、この共通仕様書に優先する。
	1		101	4		適用		1		101	4		適用	測量業務及び設計業務等に関する業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。
	1		102	1		用語の定義		1		102	1		用語の定義	「発注者」とは、地質・土質調査業務委託等の実施に関し、受注者と委託契約を締結したものをいう。
	1		102	3		用語の定義		1		102	3		用語の定義	「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は主任技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第10条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称している。
						新規追加		1		102	4		用語の定義	本仕様で規定されている総括監督員とは、総括監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、主任監督員および監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。

現行条文 (平成21年度)						新条文 (令和2(2020)年度)																		
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2(2020)年度）																		
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	
	1		102	12		用語の定義		1		102	15		用語の定義											
						「共通仕様書」とは、各地質・土質調査業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。 また、「共通特記仕様書」とは、共通仕様書を補足した内容を盛り込み作成したものをいう。																		
	1		102	13		用語の定義		1		102	16		用語の定義											
						「特記仕様書」とは、共通仕様書、共通特記仕様書を補足し当該地質・土質調査業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。																		
	1		102	18		用語の定義		1		102	21		用語の定義											
						「指示」とは、監督員が受注者に対し、地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。																		
	1		102	20		用語の定義		1		102	23		用語の定義											
						「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、地質・土質調査業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。																		
	1		102	21		用語の定義		1		102	24		用語の定義											
						「報告」とは、受注者が監督員に対し、地質・土質調査業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。																		
	1		102	23		用語の定義		1		102	26		用語の定義											
						「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。																		
	1		102	27		用語の定義		1		102	30		用語の定義											
						「提出」とは、受注者が監督員に対し、地質・土質調査業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。																		

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2（2020）年度）																					
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下				
	1		102	28		用語の定義							1			102	31								用語の定義	「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。 <b>緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。</b>	「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。 <b>（１）ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。なお、電子メールにより「通知」「提出」「報告」「届出」の内容で提出された場合は、発議者の押印は不要とする。</b> <b>（２）電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。</b>
						新規追加			1			102			32										用語の定義	「照査」とは、受注者が、発注条件等の確認及び解析等の検算等の成果の確認をすることをいう。	
	1		102	29		用語の定義			1			102			33										用語の定義	「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が地質・土質調査業務の完了を確認することをいう。	
	1		102	30		用語の定義			1			102			34										用語の定義	「打合せ」とは、地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。	
	1		102	34		用語の定義			1			102			38										用語の定義	「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し内容を確認することをいう。	
						新規追加			1			102			38										用語の定義	「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。	
						新規追加			1			102			39										用語の定義	「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。	
	1		103			受注者の義務			1			103													受注者及び発注者の責務	受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。 <b>受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</b>	

現行条文（平成21年度）							新条文（令和2(2020)年度）								
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
	1		104			業務の着手	受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（休日等を除く）以内に地質・土質調査業務に着手しなければならない。 この場合において、着手とは <b>業務</b> 主任技術者が地質・土質調査業務の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。		1		104			業務の着手	受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に地質・土質調査業務に着手しなければならない。 この場合において、着手とは主任技術者が地質・土質調査業務の実施のため監督 <b>職員</b> との打合せを行うことをいう。
	1		105	1		調査地点の確認	受注者は調査着手前にその位置を確認しておかなければならない。また調査地点の標高が必要な場合は、基準となる点について監督員の承諾を得なければならない。		1		105	1		調査地点の確認	受注者は調査着手前にその位置を確認しておかなければならない。また調査地点の標高が必要な場合は、基準となる点について監督 <b>職員</b> の承諾を得なければならない。
	1		105	2		調査地点の確認	受注者は都市部等における調査で地下埋設物（電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他）が予想される場合は、監督員に報告し関係機関と協議の上現場立会を行い、位置・規模・構造等を確認するものとする。		1		105	2		調査地点の確認	受注者は都市部等における調査で地下埋設物（電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他）が予想される場合は、監督 <b>職員</b> に報告し関係機関と協議の上現場立会を行い、位置・規模・構造等を確認するものとする。
	<b>1</b>		<b>105</b>	<b>3</b>		<b>調査地点の確認</b>	<b>特定外来生物について確認された場合は、監督員に報告し、対応を図るものとする。</b>								
	1		106	1		設計図書の支給及び点検	受注者からの要求があった場合で監督員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。		1		106	1		設計図書の支給及び点検	受注者からの要求があった場合で監督 <b>職員</b> が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
	1		106	2		設計図書の支給及び点検	受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督員に <b>書面により</b> 報告し、その指示を受けなければならない。		1		106	2		設計図書の支給及び点検	受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督 <b>職員</b> に報告し、その指示を受けなければならない。
	1		106	3		設計図書の支給及び点検	監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。		1		106	3		設計図書の支給及び点検	監督 <b>職員</b> は、必要と認めるときは、受注者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

現行条文（平成21年度）							新条文（令和2（2020）年度）								
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
	1		107	1		監督員	発注者は、地質・土質調査業務における監督員を定め、受注者に通知するものとする。		1		107	1		監督職員	発注者は、地質・土質調査業務における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
	1		107	2		監督員	監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。		1		107	2		監督職員	監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
	1		107	3		監督員	契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第10条第2項に規定した事項である。		1		107	3		監督職員	契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第10条第2項に規定した事項である。
	1		107	4		監督員	監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督員は、その指示等を行った後7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。		1		107	4		監督職員	監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督職員は、その口頭による指示等を行った後7日以内に書面で受注者に指示するものとする。
	1		108	1		業務主任技術者	受注者は、地質・土質調査業務における業務主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。		1		108	1		主任技術者	受注者は、地質・土質調査業務における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。
	1		108	2		業務主任技術者	業務主任技術者は、契約図書等に基づき、地質・土質調査業務に関する管理を行うものとする。		1		108	2		主任技術者	主任技術者は、契約図書等に基づき、地質・土質調査業務に関する管理を行うものとする。

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2（2020）年度）																						
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下					
	1		108	3		業務主任技術者							1			108	3								主任技術者	主任技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設-土質及び基礎、又は応用理学-地質）又は建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質））、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等-業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。 なお、業務の範囲が現場での調査・測量作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が第602条第2項から第4項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を業務主任技術者とすることができる。	主任技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設-土質及び基礎、又は応用理学-地質）又は建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質））、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等-業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。 なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が、第602条第2項から第4項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を主任技術者とすることができる。	
	1		108	4		業務主任技術者							1			108	4								主任技術者	主任技術者は、監督職員が指示する関連のある地質・土質調査業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。		
																1									主任技術者	主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。		
																1									照査技術者及び照査の実施	受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。		
																										新規追加		
																											新規追加	



現行条文（平成21年度）						新条文（令和2(2020)年度）							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
									109	2		照査技術者及び照査の実施	設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。 (1) 受注者は、調査業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。 (2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設-土質及び基礎、又は応用理学-地質）、建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質））、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等-業務）は特記仕様書による）、RCCM（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。 (3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。 (4) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。 (5) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ主任技術者に提出するものとする。
									109	3		照査技術者及び照査の実施	照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2(2020)年度）																		
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	
	1		109	1																				
	1		109	1		担当技術者																		
	1		109	1		担当技術者																		
	1		110	1		提出書類																		
	1		110	1		提出書類																		
	1		110	3		提出書類																		
	1		110	3		提出書類																		
	1		110	3		提出書類																		

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2(2020)年度）									
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
	1		111	1		打合せ等	地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するため、 <b>業務</b> 主任技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ簿に記録し、相互に確認しなければならない。 なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ簿）を作成するものとする。		1		112	1		打合せ等	地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督 <b>職員</b> は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が <b>書面</b> （打合せ <b>記録簿</b> ）に記録し、相互に確認しなければならない。 なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ <b>記録簿</b> ）を作成するものとする。
	1		111	2		打合せ等	地質・土質調査業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、 <b>業務</b> 主任技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が <b>書面</b> （打合せ簿）に記録し相互に確認しなければならない。		1		112	2		打合せ等	地質・土質調査業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督 <b>職員</b> は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ <b>記録簿</b> に記録し相互に確認しなければならない。
	1		111	3		打合せ等	<b>業務</b> 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。		1		112	3		打合せ等	主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督 <b>職員</b> と協議するものとする。
							新規追加		1		112	4		打合せ等	打合せ（対面）の回数は、特記仕様書又は数量総括表による。

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2（2020）年度）									
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
							新規追加			1	112	5		打合せ等	<p>監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」<sup>※1</sup>及び「ウイークリースタンス」<sup>※2</sup>に努める。ただし、災害復旧等の緊急を要する業務は除く。</p> <p>※1ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p> <p>※2ウイークリースタンスとは、以下のことを指す。</p> <p>①発注者は、金曜日に翌週月曜日期限の依頼を行うなど、適正な作業時間が確保できない依頼は行わない。（フライデー・ノリクエスト、マンデー・ノビリティ）</p> <p>②受発注者ともに業務外に掛かる恐れのある時間に、打合せを設定しない。（ランチタイム、オーバータイム・ノミーティング）</p> <p>③受発注者ともに退社・退庁時刻以降の電話連絡を行わない。また水曜日の定時退庁に努める。（イブニング・ノリクエスト、ウエズデー・ホーム）</p>
	1		112	1		業務計画書	受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。		1		113	1		業務計画書	受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

現行条文（平成21年度）							新条文（令和2(2020)年度）							
編	章	節	条	項	項以下	章節条	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
	1		112	2		業務計画書 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。 (1) 業務概要 (2) 実施方針 (3) 業務工程 (4) 業務組織計画 (5) 打合せ計画 (6) 成果物の内容、部数 (7) 使用する主な図書及び基準 (8) 連絡体制（緊急時含む） (9) 使用機械の種類、名称、性能（一覧表にする） (10) 仮設備計画 (11) その他		1		113	2		業務計画書 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。 (1) 業務概要 (2) 実施方針 (3) 業務工程 (4) 業務組織計画 (5) 打合せ計画 (6) 成果物の内容、部数 (7) 使用する主な図書及び基準 (8) 連絡体制（緊急時含む） (9) 使用機械の種類、名称、性能（一覧表にする） (10) 仮設備計画 (11) その他 業務計画書に記載する主任技術者については、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記載した予定主任技術者でなければならない。また、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。 (2) 実施方針又は(11)その他には、第132条個人情報取扱い、第133条安全等の確保及び第138条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。	
	1		112	3		業務計画書 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。		1		113	3		業務計画書 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。	
	1		112	4		業務計画書 監督員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。		1		113	4		業務計画書 監督職員の指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。	

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2(2020)年度）																			
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		
	1		113	1		資料等の貸与及び返却							1			114	1							資料等の貸与及び返却	監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。 <b>なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。</b>
	1		113	2		資料等の貸与及び返却							1			114	2							資料等の貸与及び返却	受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は <b>直</b> ちに監督職員に返却するものとする。
	1		114	2		関係官公庁への手続き等							1			115	2							関係官公庁への手続き等	受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。
	1		115	1		地元関係者との交渉等							1			116	1							地元関係者との交渉等	契約書第13条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
	1		115	2		地元関係者との交渉等							1			116	2							地元関係者との交渉等	受注者は、地質・土質調査業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
	1		115	3		地元関係者との交渉等							1			116	3							地元関係者との交渉等	受注者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を <b>書面により</b> 随時、監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

現行条文 (平成21年度)							新条文 (令和2(2020)年度)								
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
	1		116	1		土地への立入り等	受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第14条の定めに従って、監督員及び関係者と十分な協調を保ち地質・土質調査業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、 <b>ただちに</b> 監督員に報告し指示を受けなければならない。		1		117	1		土地への立入り等	受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第14条の定めに従って、監督員及び関係者と十分な協調を保ち地質・土質調査業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入り不可能となった場合には、 <b>直ちに</b> 監督員に報告し指示を受けなければならない。
	1		116	2		土地への立入り等	受注者は、地質・土質調査業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者への許可は発注者が見るものとするが、監督員の指示がある場合には受注者はこれに協力しなければならない。		1		117	2		土地への立入り等	受注者は、地質・土質調査業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者への許可は発注者が見るものとするが、監督員の指示がある場合には受注者はこれに協力しなければならない。
	1		116	3		土地への立入り等	受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、特記仕様書に示す外は監督員と協議により定めるものとする。		1		117	3		土地への立入り等	受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、特記仕様書に示す外は監督員と協議により定めるものとする。
	1		116	4		土地への立入り等	受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願いを発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業完了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。		1		117	4		土地への立入り等	受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願いを発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業完了後10日（休日等を除く）以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。
							新規追加		1		117			(参考)	身分証明書の様式については、各業務に該当する法令による。 <u>測量法施行規則第1条の2</u> <u>土地収用法施行規則第1条</u> <u>河川法施行規則第35条の3</u> <u>地すべり等防止法施行規則第2条</u>

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2(2020)年度）																			
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		
	1		117	2		成果品の提出				1		118	2		成果品の提出				1			118	2		
						受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合は履行期間途中においても、成果品の部分引渡しを行うものとする。									受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員 <sup>1</sup> の指示する場合は履行期間途中においても、成果品の部分引渡しを行うものとする。										
	1		117	4		成果品の提出				1		118	4		成果品の提出				1			118	4		
						受注者は、「電子納品運用に関するガイドライン（案）」（栃木県）及び「栃木県CAD製図基準運用ガイドライン（案）」（以下「ガイドライン」という。）に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。「ガイドライン」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。									受注者は、「電子納品運用に関するガイドライン（案）」（栃木県）及び「栃木県CAD製図基準運用ガイドライン（案）」（以下「ガイドライン」という。）に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。「ガイドライン」で特に記載が無い項目については、監督職員 <sup>1</sup> と協議のうえ、決定するものとする。										
	1		119	1		検査				1		120	1		検査				1			120	1		
						受注者は、契約書第32条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。									受注者は、契約書第32条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員 <sup>1</sup> に提出していなければならない。										
	1		119	3		検査				1		120	3		検査				1			120	3		
						検査員は、監督員及び業務主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 （1）地質・土質調査業務成果物の検査 （2）地質・土質調査業務管理状況の検査 地質・土質調査業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。なお、電子納品の検査時の対応については「ガイドライン」を参考にするものとする。									検査職員 <sup>1</sup> は、監督職員 <sup>1</sup> 及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 （1）地質・土質調査業務成果物の検査 （2）地質・土質調査業務管理状況の検査 地質・土質調査業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。なお、電子納品の検査時の対応については「ガイドライン」を参考にするものとする。										
	1		120	2		修補				1		121	2		修補				1			121	2		
						検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。ただし、その指示が受注者の責に帰すべきものでない場合は異議申し立てができるものとする。									検査職員 <sup>1</sup> は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。ただし、その指示が受注者の責に帰すべきものでない場合は異議申し立てができるものとする。										
	1		120	3		修補				1		121	3		修補				1			121	3		
						検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。									検査職員 <sup>1</sup> が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員 <sup>1</sup> の指示に従うものとする。										



現行条文（平成21年度）						新条文（令和2（2020）年度）									
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
	1		120	4		修補	検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第32条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。		1		121	4		修補	検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第32条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。
	1		121	1		条件変更等	監督員が受注者に対して地質・土質調査業務の内容の変更又は設計図書の訂正（以下「地質・土質調査業務の変更」という。）の指示を行う場合は、打合せ簿によるものとする。		1		122	1		条件変更等	監督職員が受注者に対して地質・土質調査業務の内容の変更又は設計図書の訂正（以下「地質・土質調査業務の変更」という。）の指示を行う場合は、打合せ記録簿によるものとする。
	1		121	2		条件変更等	受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。 （1）第116条第1項に定める現地への立ち入りが可能となった場合。 （2）天災その他の不可抗力による損害。 （3）その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。		1		122	2		条件変更等	受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。 （1）第117条第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合。 （2）天災その他の不可抗力による損害。 （3）その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。
	1		122	1		契約変更	発注者は、次の各号に掲げる場合において、地質・土質調査業務の契約の変更を行うものとする。 （1）地質・土質調査業務内容の変更により契約金額に変更が生じる場合 （2）履行期間の変更を行う場合 （3）監督員と受注者が協議し、地質・土質調査業務施行上必要があると認められる場合 （4）契約書第31条の規定に基づき契約金額の変更で代える設計図書の変更を行う場合		1		123	1		契約変更	発注者は、次の各号に掲げる場合において、地質・土質調査業務の契約の変更を行うものとする。 （1）地質・土質調査業務内容の変更により契約金額に変更が生じる場合 （2）履行期間の変更を行う場合 （3）監督職員と受注者が協議し、地質・土質調査業務施行上必要があると認められる場合 （4）契約書第31条の規定に基づき契約金額の変更で代える設計図書の変更を行う場合

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2(2020)年度）																		
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	
	1		122	2					123	2														
					契約変更	発注者は、前項の場合において変更する契約図書を、次の各号に基づき作成するものとする。 （1）第121条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項 （2）地質・土質調査業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項 （3）その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項																		
	1		124	1					125	1														
					一時中止	契約書第21条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、地質・土質調査業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。 なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による業務の中断については、第132条臨機の措置により受注者は、適切に対応しなければならない。 （1）第三者の土地への立入り許可が得られない場合 （2）関連する他の業務等の進捗が遅れたため、地質・土質調査業務の続行を不相当と認めた場合 （3）環境問題等の発生により地質・土質調査業務の継続が不相当又は不可能となった場合 （4）天災等により地質・土質調査業務の対象箇所の状態が変動した場合 （5）第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合 （6）前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合																		
	1		124	2					125	2														
					一時中止	発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には地質・土質調査業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。																		

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2(2020)年度）																				
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下			
	1		124	3		一時中止		1		125	3		1		125	3		一時中止		1		125	3		一時中止	前2項の場合において、受注者は屋外で行う地質・土質調査業務の現場の保全については監督員職員の指示に従わなければならない。
	1		128	2		再委託		1		129	2		1		129	2		再委託		1		129	2		再委託	契約書第8条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。
	1		129	1		成果品の使用		1		130	1		1		130	1		成果品の使用		1		130	1		成果品の使用	受注者は、契約書第7条第4項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果品を公表することができる。
	1		130	2		守秘義務		1		131	2		1		131	2		守秘義務		1		131	2		守秘義務	受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾をえたときはこの限りではない。
	1		130	3		守秘義務		1		131	3		1		131	3		守秘義務		1		131	3		守秘義務	受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他、知り得た情報を第112条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
	1		130	4		守秘義務		1		131	4		1		131	4		守秘義務		1		131	4		守秘義務	受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
	1		130	5		守秘義務		1		131	5		1		131	5		守秘義務		1		131	5		守秘義務	取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。

現行条文（平成21年度）							新条文（令和2(2020)年度）								
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
	1		130	6		守秘義務	受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にすること。		1		131	6		守秘義務	受注者は、当該業務完了時に、 <u>業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）</u> について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にすること。
	1		130	7		守秘義務	受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又はそのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。		1		131	7		守秘義務	受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又はそのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。
	1		130-1			個人情報の取扱い	発注者及び受注者は個人情報の取扱いに際しては、個人の権利利益を保護するため、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58条）及び、その他、個人情報に関する法令を遵守するとともに、受注者は、個人情報の漏洩、滅失、改ざん又はき損の防止、その他、個人情報の適切な管理を行い、業務を履行しなければならない。		1		132				項目ごとに追記された
	1		130-1	1			個人情報とは、個人に関する情報で氏名、生年月日、住所、その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。		1		132	1		基本的事項	受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
	1		130-1	2			受注者は、本業務により取得した個人情報（発注者から貸与を受けた個人情報を含む、以下「取得個人情報等」という）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約が終了（解除の場合を含む）した後においても同様とする。		1		132	2		機密の保持	受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2(2020)年度）							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
	1		130-1	3			1		132	3		取得の制限	受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で適正かつ公平な手段で取得しなければならない。
	1		130-1	4			1		132	4		利用及び提供の制限	受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。契約が終了（解除の場合を含む）した後においても同様とする。
	1		130-1	5			1		132	5		複写等の禁止	受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
	1		130-1	6			1		132	6		再委託の禁止及び再委託時の措置	受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う業務を再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。
	1		130-1	7			1		132	7		事案発生時ににおける報告	受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

現行条文（平成21年度）							新条文（令和2（2020）年度）							
編	章	節	条	項	項以下	章節条	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
	1		130-1	8		受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等及びその複写物、複製物について契約の終了後（解除の場合を含む）速やかに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が破棄又は消去を指示したときは当該指示に従うものとする。		1		132	8		資料等の返却等	受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。
						新規追加		1		132	9		管理の確認等	（１）受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。 （２）発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。
	1		130-1	9		受注者は、取得個人情報等の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。また発注者は、受注者における取得個人情報等の管理状況について随時、受注者に対して取得個人情報等の取り扱いについて報告を求め、又は調査することができるものとする。		1		132	10		管理体制の整備	受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第113条で示す業務計画書に記載するものとする。
						新規追加		1		132	11		従事者への周知	受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2(2020)年度）																		
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	
	1		131	1					133	1														
	1		131	4					133	4														

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2(2020)年度）																		
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	
	1		131	5					133	5														
					安全等の確保	受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 （1）受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達平成5年1月12日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。 （2）屋外で行う地質・土質調査業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。（3）受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。 （4）受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。 （5）受注者は、調査現場に関係者以外の立ち入りを禁止する場合は仮囲い、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。				1		133	5		安全等の確保	受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 （1）受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達平成5年1月12日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。 （2）屋外で行う地質・土質調査業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。（3）受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。 （4）受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。 （5）受注者は、調査業務現場に関係者以外の立ち入りを禁止する場合は仮囲い、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。								
	1		131	7					133	7														
					安全等の確保	受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。				1		133	7		安全等の確保	受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。								
	1		131	8					133	8														
					安全等の確保	受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に連絡するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。				1		133	8		安全等の確保	受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に連絡するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。								



現行条文（平成21年度）						新条文（令和2(2020)年度）																		
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	
	1		131	9		安全等の確保		1		133	9		安全等の確保											
	1		132	1		臨機の措置		1		134	1		臨機の措置											
	1		132	2		臨機の措置		1		134	2		臨機の措置											
	1		133			履行報告		1		135			履行報告											
	1		134	1		屋外で作業を行う時期及び時間の変更		1		136	1		屋外で作業を行う時期及び時間の変更											
	1		134	2		屋外で作業を行う時期及び時間の変更		1		136	2		屋外で作業を行う時期及び時間の変更											
										137	1		行政情報流出防止対策の強化											

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2（2020）年度）							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
									137	2		行政情報流出防止対策の強化	<p>受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。</p> <p>（関係法令等の遵守）</p> <p>行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。</p> <p>（行政情報の目的外使用の禁止）</p> <p>受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。</p> <p>（社員等に対する指導）</p> <p>1）受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。</p> <p>2）受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。</p> <p>3）受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。</p> <p>（契約終了時等における行政情報の返却）</p> <p>受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。</p>
												新規追加	

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2（2020）年度）												
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	
																		<p>（電子情報の管理体制の確保）</p> <p>1）受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第113条で示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p>2）受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。</p> <p>イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策</p> <p>ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策</p> <p>ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策</p> <p>（電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保）</p> <p>受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。</p> <p>イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用</p> <p>ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用</p> <p>ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存</p> <p>ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送</p> <p>ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送</p> <p>（事故の発生時の措置）</p> <p>1）受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。</p> <p>2）この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。</p>
																		<p>新規追加</p>
																		<p>新規追加</p> <p>行政情報流出防止対策の強化</p> <p>発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</p>

現行条文 (平成21年度)							新条文 (令和2(2020)年度)							
編	章	節	条	項	項以下	章節条	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
	1		135	1		暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置		1		138	1		暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。 また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
	1		135	2		暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置		1		138	2		暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を発注者に報告すること。
						新規追加		1		138	3		暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
	1		135	3		暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置		1		138	4		暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。
						新規追加		1		139			保険加入の義務	受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
						新規追加		1		140			新技術の活用について	受注者は、新技術情報提供システム (NETIS) 及び栃木県県土整備部新技術活用制度等を利用することにより、活用することが有用と思われる場合は、監督職員と協議するものとする。
	2		201			目的		2		201			目的	機械ボーリングは、主として土質及び岩盤を調査し、地質構造や地下水位を確認するとともに、必要に応じて試料を採取し、あわせて原位置試験を実施するために行うことを目的とする。

現行条文（平成21年度）							新条文（令和2(2020)年度）								
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
	2		203	2	(2)	ボーリング位置、深度及び数量	現地におけるボーリング位置の決定は、原則として監督員の立会のうえ行うものとし、後日調査位置を確認できるようにしなければならない。		2		203	2	(2)	ボーリング位置、深度及び数量	現地におけるボーリング位置の決定は、原則として監督職員の立会のうえ行うものとし、後日調査位置を確認できるようにしなければならない。
	2		203	4	(1)	掘進	掘進は地下水位の確認が出来る深さまで原則として無水掘りとする。								削除
							新規追加		2		203	4	(10)	掘進	<p>試料を採取するオールコアボーリング※1の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。</p> <p>試料を採取しない場合はノンコアボーリング※2を行うこととする。</p> <p>ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は特記仕様書による。</p> <p>※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱（コア箱）に納め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。</p> <p>※2 ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング（採取資料の土質試験）等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。</p>
	2		203	5	(1)	検尺	予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、監督員と協議するものとする。		2		203	5	(1)	検尺	予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、監督職員と協議するものとする。
	2		203	5	(2)	検尺	掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督員が立会のうえロッドを挿入した状態で残尺を検尺の後、ロッドを引き抜き確認を行うものとする。		2		203	5	(2)	検尺	掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督職員が立会のうえロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。
							新規追加		2		203	6		その他	採取方法及び採取深度を決定するために行う先行ボーリングを実施する場合は、特記仕様書による。

現行条文（平成21年度）							新条文（令和2(2020)年度）								
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
	3		302	1		採取方法	シンウォールサンプリングは、軟弱な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS 1221に <b>準拠して行う</b> ものとする。		3		302	1		採取方法	シンウォールサンプリングは、軟弱な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS 1221（ <b>固定ピストン式シンウォールサンプラーによる土試料の採取方法</b> ）によるものとする。
	3		302	2		採取方法	デニソンサンプリングは、中程度の硬質な粘性土の試料を採取するもので、取方法及び器具については、JGS 1222に <b>準拠して行う</b> ものとする。		3		302	2		採取方法	デニソンサンプリングは、中程度の硬質な粘性土の試料を採取するもので、取方法及び器具については、JGS 1222（ <b>ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法</b> ）によるものとする。
	3		302	3		採取方法	トリプルサンプリングは、硬質の粘性土、砂質土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS 1223に <b>準拠して行う</b> ものとする。		3		302	3		採取方法	トリプルサンプリングは、硬質の粘性土、砂質土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS 1223（ <b>ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法</b> ）によるものとする。
	3		303	1		試料の取扱い	受注者は、採取した試料に振動、衝撃及び極端な温度変化を与えないように取り扱いに注意するものとする。ただし、凍結などが必要な場合は、監督員と協議するものとする。		3		303	1		試料の取扱い	受注者は、採取した試料に振動、衝撃及び極端な温度変化を与えないように取り扱いに注意するものとする。ただし、凍結などが必要な場合は、監督 <b>職員</b> と協議するものとする。
	4	1	401	1		目的	標準貫入試験は、原位置における <b>土</b> の硬軟や、締め具合の <b>相対値を知るとともに</b> 、試料採取することを目的とする。		4	1	401	1		目的	標準貫入試験は、原位置における <b>地盤</b> の硬軟や、締め具合の <b>判定、及び土層構成を把握するための</b> 試料採取することを目的とする。
	4	1	402	1		試験等	試験方法及び器具は、JIS A1219に <b>準拠して行う</b> ものとする。		4	1	402	1		試験等	試験方法及び器具は、JIS A1219（ <b>標準貫入試験方法</b> ）によるものとする。
	4	1	403			成果品	試験結果及び保存用試料は、JIS A1219及び「地質・土質調査成果電子納品要領（案）」に従って整理し提出するものとする。		4	1	403			成果品	試験結果及び保存用試料は、JIS A1219（ <b>標準貫入試験方法</b> ）及び地質・土質調査成果電子納品要領（案）」に従って整理し提出するものとする。
	4	2	404			目的	スウェーデン式サウンディング試験は、 <b>比較的浅い原位置</b> 地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締め具合又は土層の構成を判定することを目的とする。		4	2	404			目的	スウェーデン式サウンディング試験は、 <b>深さ10m程度</b> の <b>軟弱</b> 地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締め具合又は土層の構成を判定することを目的とする。

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2（2020）年度）									
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
	4	2	405	1		試験等	試験方法及び器具は、JIS A1221に準拠して行うものとする。		4	2	405	1		試験等	試験方法及び器具は、JIS A1221（スウェーデン式サウンディング試験方法）によるものとする。
	4	2	405	3		試験等	試験中、目的の深度に達する前までに、礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督員と協議しなければならない。		4	2	405	3		試験等	試験中、目的の深度に達する前までに、礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督職員と協議しなければならない。
	4	2	406			成果品	成果品は、次のものを提出するものとする。 （1）調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む） （2）試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A1221に準拠して整理し提出するものとする。		4	2	406			成果品	成果品は、次のものを提出するものとする。 （1）調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む） （2）試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A1221（スウェーデン式サウンディング試験方法）により整理し提出するものとする。
	4	3	408	1		試験等	試験方法及び器具は、JIS A1220に準拠して行うものとする。		4	3	408	1		試験等	試験方法及び器具は、JIS A1220（オランダ式二重管コーン貫入試験方法）によるものとする。
	4	3	408	3		試験等	試験中、目的の深度まで達する前に、礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督員と協議するものとする。		4	3	408	3		試験等	試験中、目的の深度まで達する前に、礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督職員と協議するものとする。
	4	3	409			成果品	成果品は、次のものを提出するものとする。 （1）調査位置案内図、調査位置平面図 （2）試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用してJIS A1220に準拠して整理するものとする。		4	3	409			成果品	成果品は、次のものを提出するものとする。 （1）調査位置案内図、調査位置平面図 （2）試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用してJIS A1220（オランダ式二重管コーン貫入試験方法）により整理するものとする。
	4	4	411	1		条試験等	試験方法及び器具は、JGS 1431に準拠して行うものとする。		4	4	411	1		条試験等	試験方法及び器具は、JGS 1431（ポータブルコーン貫入試験方法）によるものとする。
	4	4	412			成果品	成果品は、次のものを提出するものとする。 （1）調査位置案内図、調査位置平面図 （2）試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1431に準拠して整理し提出するものとする。		4	4	412			成果品	成果品は、次のものを提出するものとする。 （1）調査位置案内図、調査位置平面図 （2）試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1431（ポータブルコーン貫入試験方法）により整理し提出するものとする。
							新規追加		4	5				簡易動的コーン貫入試験	

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2(2020)年度）										
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文	
							新規追加			4	5	413			目的	簡易動的コーン貫入試験は、斜面や平地における地盤表層部の動的な貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは支持力を判定することを目的とする。
							新規追加			4	5	414			試験等	1. 試験方法及び器具は、JGS1433(簡易動的コーン貫入試験)によるものとする。 2. 貫入方法は鋼製ハンマーを自由落下させる方法とする。 3. コーンに付着した土の観察、ロッドに付着した地下水位の状況、傾斜地作業では斜面の傾斜角度をできるかぎり記録するものとする。 4. 試験中、目的の深度に達する前に礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督職員と協議するものとする。
							新規追加			4	5	415			成果品	成果品は、次のものを提出するものとする。 (1) 調査位置案内図、調査位置平面図 (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1433(簡易動的コーン貫入試験方法)に準拠して整理し提出するものとする。
	5	1	502	1		試験等	試験方法及び器具は、JGS 1421に準拠して行うものとする。		5	1	502	1		試験等	試験方法及び器具は、JGS 1421(孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメータ試験】)によるものとする。	
	5	1	502	2		試験等	試験に際しては目的や地質条件等を考慮して適切な箇所を選定するものとする		5	1	502	2		試験等	試験に際しては目的や地質条件等を考慮して適切な箇所を選定するものとする。	
	5	1	503			成果品	成果品は、次のものを提出するものとする。 (1) 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値 (2) 荷重強度－変位曲線 (3) 地盤の変形係数 (4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1421に準拠して整理し提出するものとする。		5	1	503			成果品	成果品は、次のものを提出するものとする。 (1) 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値 (2) 荷重強度－変位曲線 (3) 地盤の変形係数 (4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1421(孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメータ試験】)により整理し提出するものとする。	



現行条文（平成21年度）							新条文（令和2（2020）年度）								
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
	5	2	504				目的 平板荷重試験は、地盤に剛な載荷板を介して荷重を加え、この荷重の大きさと載荷板の沈下との関係から、応力範囲の地盤の变形強さなどの支持力特性や、道路の路床・路盤などの地盤反力係数を求めることを目的とする。		5	2	504				目的 平板荷重試験は、地盤に剛な載荷板を介して荷重を加え、この荷重の大きさと載荷板の沈下との関係から、応力範囲の地盤の变形特性や支持力特性、道路の路床・路盤などでは地盤反力係数を求めることを目的とする。
	5	2	505				試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。 （1）地盤の平板荷重試験は、JGS 1521に準拠して行うものとする。 （2）道路の平板荷重試験は、JIS A1215に準拠して行うものとする。		5	2	505				試験等 試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。 （1）地盤の平板荷重試験は、JGS 1521（地盤の平板荷重試験方法）によるものとする。 （2）道路の平板荷重試験は、JIS A1215（道路の平板荷重試験方法）によるものとする。
	5	2	506				成果品は、次のものを提出するものとする。 （1）試験箇所、試験方法、測定値 （2）地盤の平板荷重試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS 1521に準拠して整理し提出するものとする。 （3）道路の平板荷重試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJIS A1215に準拠して整理し提出するものとする。		5	2	506				成果品 成果品は、次のものを提出するものとする。 （1）試験箇所、試験方法、測定値 （2）地盤の平板荷重試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS 1521（地盤の平板荷重試験方法）により整理し提出するものとする。 （3）道路の平板荷重試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJIS A1215（道路の平板荷重試験方法）により整理し提出するものとする。
	5	3	508				試験方法及び器具は、JIS A1214に準拠して行うものとする。		5	3	508				試験等 試験方法及び器具は、JIS A1214（砂置換法による土の密度試験方法）によるものとする。
	5	3	509				成果品は、次のものを提出するものとする。 （1）調査位置、調査方法、測定値 （2）試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A1214に準拠して整理し提出するものとする。		5	3	509				成果品 成果品は、次のものを提出するものとする。 （1）調査位置、調査方法、測定値 （2）試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A1214（砂置換法による土の密度試験方法）により整理し提出するものとする。
	5	4	511	2			2．試験方法及び器具は、JGS 1615に準拠して行うものとする。		5	4	511	2			試験等 2．試験方法及び器具は、JGS 1615（RI計器による土の密度試験方法）によるものとする。

現行条文（平成21年度）							新条文（令和2（2020）年度）								
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
	5	5	514			試験等	試験方法及び器具は、JGS 1314に準拠して行うものとする。		5	5	514			試験等	試験方法及び器具は、JGS 1314（単孔を利用した透水試験方法）によるものとする。
	5	5	515			成果品	成果品は、次のものを提出するものとする。 （1）調査位置、深さ、調査方法、測定値 （2）試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1614に準拠して行うものとする。		5	5	515			成果品	成果品は、次のものを提出するものとする。 （1）調査位置、深さ、調査方法、測定値 （2）試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1314によるものとする。
	5	6	517	1		試験等	試験方法及び装置は、JGS 1323に準拠して行うものとする。		5	6	517	1		試験等	試験方法及び装置は、JGS 1323（ルジオン試験方法）によるものとする。
	5	7	520			試験等	試験方法及び装置は、JGS 1122に準拠して行うものとする。		5	7	520			試験等	試験方法及び装置は、JGS 1122（地盤の弾性波速度検層方法）によるものとする。
	5	8	523	1		試験等	試験方法及び装置は、JGS 1121に準拠して行うものとする。		5	8	523	1		試験等	試験方法及び装置は、JGS 1121（地盤の電気検層方法）によるものとする。
	6		601	2		目的	適用範囲は、ダム、トンネル、地すべり、砂防調査を除くものとする。		6		601	2		目的	適用範囲は、ダム、トンネル、地すべり、砂防調査等の大規模な業務や技術的に高度な業務を除くものとする。
	7		702	3	(1)	地盤破壊	設定された土質定数、荷重（地震時含む）等の条件に基づき、すべり計算（基礎地盤の圧密に伴う強度増加の検討含む）等を実施して地盤のすべり破壊に対する安全率を算定するものとする。		7		702	3	(1)	地盤破壊	設定された土質定数、荷重（地震時含む）等の条件に基づき、すべり計算（基礎地盤の圧密に伴う強度増加の検討含む）等を各断面にて実施して地盤のすべり破壊に対する安全率を算定するものとする。
	7		702	3	(2)	地盤変形	設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、簡易的手法によって地盤内発生応力を算定し、地盤変形量（側方流動、地盤隆起、仮設構造物等の変位等及び既設構造物への影響検討を含む）を算定するものとする。		7		702	3	(2)	地盤変形	設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、簡易的手法によって地盤内発生応力を各断面にて算定し、地盤変形量（側方流動、地盤隆起、仮設構造物等の変位等及び既設構造物への影響検討を含む）を算定するものとする。
	7		702	3	(4)	地盤液状化	広範囲の砂質地盤を対象に土質定数及び地震時条件に基づき、液状化強度、地震時せん断応力比から、液状化に対する抵抗率FL値を求め、液状化の判定を行うものとする。		7		702	3	(4)	地盤液状化	広範囲の砂質地盤を対象に土質定数及び地震時条件に基づき、液状化強度、地震時せん断応力比から、液状化に対する抵抗率FL値を各断面にて求め、液状化の判定を行うものとする。

現行条文 (平成21年度)						新条文 (令和2(2020)年度)												
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	
										8						802	7	
新規追加						照査						計画準備、測線設定、観測、解析について照査するものとする。						
	9		901		目的		9		901				9			901		目的
地すべり調査は、地下水位、水みちなどについて調査するとともに、どの範囲の土塊がどのように動いているか、どのような機構で地すべりが発生しているかを解析し、地すべり対策工法を検討することを目的とする。						地すべり調査は、地すべり面の分布・性状、地下水位、水みち等について調査するとともに、どの範囲の土塊がどのように動いているか、どのような機構で地すべりが発生しているかを解析し、地すべり対策工法を検討することを目的とする。												
	9		903	1	地下水位観測		9		903	1			9			903	1	地下水位観測
地下水位の変動を監視するために、ボーリング孔内の水位を観測するもので、調査方法はJGS 1312に準拠して行うものとする。						地下水位の変動を監視するために、ボーリング孔内の水位を観測するもので、調査方法はJGS 1312(観測井による砂質・礫質地盤の地下水位測定方法)によるものとする。												
	9		903	2	地下水検層		9		903	2			9			903	2	地下水検層
ボーリング孔にトレーサー(地下水と電気抵抗あるいは温度の異なる水)を投入し、地下水の流動箇所を希釈される、若しくは温度が変化することを利用して、地下水の流動帯の有無とその深度を検知するもので、調査方法はJGS 1317に準拠して行うものとする。						ボーリング孔にトレーサー(地下水と電気抵抗あるいは温度の異なる水)を投入し、地下水の流動箇所をトレーサーが希釈されることにより電気抵抗又は温度が変化することを利用して、地下水の流動帯の有無とその深度を検知するもので、調査方法はJGS 1317(トレーサーによる地下水流動層検層方法)によるものとする。												
	9		903	2	間隙水圧測定		9		903	3			9			903	3	間隙水圧測定
電気式水圧計等を用いて飽和地盤の土粒子間の間隙に存在している水に働く圧力を求めるもので、調査方法はJGS 1313に準拠するものとする。						電気式水圧計等を用いて飽和地盤の土粒子間の間隙に存在している水に働く圧力を求めるもので、調査方法はJGS 1313(ボーリング孔内に設置した電気式間隙水圧計による間隙水圧の測定方法)によるものとする。												
	9		903	4	湧水圧による岩盤の透水試験(J.F.T)		9		903	4			9			903	4	湧水圧による岩盤の透水試験(J.F.T)
岩盤の試験対象区間とその区間をパッカーおよびトリップバルブによって大気から遮断しておき、大気圧下に開放した後に測定管内を上昇する地下水の上昇速度と最高静水位から測定間隔での水頭及び換算透水係数を求めるもので、調査方法は、JGS 1321に準拠して行うものとする。						岩盤の試験対象区間とその区間をパッカーおよびトリップバルブによって大気から遮断しておき、大気圧下に開放した後に測定管内を上昇する地下水の上昇速度と最高静水位から測定間隔での水頭及び換算透水係数を求めるもので、調査方法は、JGS 1321(孔内水位回復法による岩盤の透水試験方法)によるものとする。												

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2(2020)年度）																									
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		
	9		904	2		伸縮計による調査				9			904	2		伸縮計による調査				9			904	2		伸縮計による調査				(1) 地すべり地頭部、末端部等に伸縮計を設置し、地表面の経時的変化量を測定して、地すべりの変動状況を確認するものとする。 (2) 調査方法については、JGS 1725に準拠して行うものとする。	(1) 地すべり地頭部、末端部等に伸縮計を設置し、地表面の経時的変化量を測定して、地すべりの変動状況を確認するものとする。 (2) 調査方法については、JGS 1725（伸縮計を用いた地表面移動量測定方法）によるものとする。
	9		904	3		傾斜計による調査				9			904	3		傾斜計による調査				9			904	3		傾斜計による調査				(1) 地すべりによる地表面の傾斜変動を測定し、地すべりの変動状況を確認するものとする。 (2) 水管式地盤傾斜計を用いて調査する場合は、JGS 1721に準拠して行うものとする。	(1) 地すべりによる地表面の傾斜変動を測定し、地すべりの変動状況を確認するものとする。 (2) 水管式地盤傾斜計を用いて調査する場合は、JGS 1721（水管式地盤傾斜計を用いた地表面の傾斜変動量測定方法）によるものとする。
	9		904	5		挿入式孔内傾斜計による調査				9			904	5		挿入式孔内傾斜計による調査				9			904	5		挿入式孔内傾斜計による調査				挿入式孔内傾斜計は、削孔したボーリング孔に溝付の塩ビ管、あるいはアルミケーシングパイプを地表面から不動層まで埋設した後、プローブに取付けられた車輪をパイプの溝に合わせて降下して0.5m毎にパイプの傾きを検出し、指示計に表示される傾き量を読みとるもので、地すべりの滑動によるすべり面位置の確認やすべり方向、変位量を算出するものとする。	挿入式孔内傾斜計は、削孔したボーリング孔に溝付の塩ビ管、あるいはアルミケーシングパイプを地表面から不動層まで埋設した後、プローブに取付けられた車輪をパイプの溝に合わせて降下して0.5mあるいは1.0m毎にパイプの傾きを検出し、指示計に表示される傾き量を読みとるもので、地すべりの滑動によるすべり面位置の確認やすべり方向、変位量を算出するものとする。
										9			905			雨量観測														地すべりの変動と降雨量との相関関係を把握するために、降雨量を計測する。計測には、測量結果を自動転送する機能を有した雨量計の使用を標準とする。	
	9		906			対策工法選定				9			907			対策工法選定				9			907							機構解析、安定解析及びその他の調査結果を基に、各種対策工法より、最も効果的かつ経済的な対策工法を選定するものとする。	機構解析、安定解析及びその他の調査結果を基に、各種対策工法より、最も効果的かつ経済的な対策工法を選定するものとする（詳細設計は含まない）。

現行条文（平成21年度）							新条文（令和2(2020)年度）							
編	章	節	条	項	項以下	章節条	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
	10		1001	1		目的		10		1001	1		目的	地形・地表地質調査は、地表で見られる自然地形・改変地形、岩石や地層の性状を観察し、調査地域の地層分布や地質構造、さらに地山の安定性、地表水・地下水の状況などの広範囲な地質に関する諸情報を把握することを目的とする。
	10		1002	5	(2)	1. 空中写真判読								削除
	10		1002	5	(2)	2. 現地調査								削除
	10		1003			成果品		10		1003			成果品	成果物は、次のものを提出する。 (1) 調査報告書 (2) 地質平面図 (3) 地質断面図 (4) ルートマップ (5) 露頭写真ルートマップ